

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市財務規則の一部改正 (契約検査課) 3
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 3

### —— 告 示 ——

- 亀岡市空き家バンク設置要綱の一部改正 (ふるさと創生課) 4
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 4
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 5
- サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 6
- 公示送達 (税務課) 6
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 6
- 公示送達 (税務課) 8
- 亀岡市リユース食器利用促進補助金交付要綱 (環境政策課) 9
- 公示送達 (税務課) 11
- 公示送達 (税務課) 11

### —— 公 告 ——

- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 12
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (火葬場整備推進課) 12
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 17

- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 20
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 20

### —— 任免及び辞令 ——

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 21
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 21
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 22

#### 農業委員会欄

### —— 告 示 ——

- 別段の面積(下限面積) 22

### —— 公 告 ——

- 令和2年9月定例総会の開催 23
- 令和2年10月定例総会の開催 23

#### 上下水道部欄

### —— 規 程 ——

- 亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部改正 24

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 24
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 25
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者取消の告示 25

**市立病院欄**

—— 規 程 ——

- 亀岡市病院事業契約規程の一部改正 26
- 亀岡市立病院職員の併任に関する規程 26

## 規則

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第30号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第120条第1項第10号中「工事又は給付の目的物にかしがあった場合における担保責任」を「契約不適合責任」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第31号

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金等に係る適用期間）

3 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年亀岡市条例第23号）附則の規則で定める日は、令和2年12月31日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第168号

亀岡市空き家バンク設置要綱（平成28年亀岡市告示第213号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第2号様式中「瑕疵担保責任等」を「損害等」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 土橋 要造

2 変更年月日

令和2年4月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第170号

## 市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和2年9月4日午後3時00分から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和2年9月4日から令和2年9月18日まで一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

亀岡市長 桂川孝裕

## 供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01273	駅北余部線	亀岡市追分町一本木10番1先から 亀岡市余部町清水31番3先まで	590.00m	8.00m ～ 17.00m

「揭示済」

亀岡市告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年9月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称  
株式会社 T. S. I
- 2 事業所の名称  
ケアプランセンターえんじゅ篠
- 3 事業所の所在地  
亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目9番1
- 4 廃止年月日  
令和2年10月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

「揭示済」

亀岡市告示第172号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年9月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
還付通知書  
平成28年度・平成29年度・平成30年度・令和元年度 軽自動車税
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第173号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和2年9月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由  
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域  
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域  
JR亀岡駅北口自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時  
令和2年9月15日（火）  
午後1時～午後3時

- 4 撤去し、保管した台数 3台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3か月間
- 7 返還期間 月曜日～土曜日  
午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置  
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第174号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年9月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和2年度 第2期 市府民税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」



亀岡市告示第175号

亀岡市リユース食器利用促進補助金交付要綱  
を次のように定める。

令和2年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市リユース食器利用促進補助  
金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、「かめおかプラスチックごみ  
ゼロ宣言」の具現化に向けた取組を推進し、  
イベントでのリユース食器の利用を促進する  
ことにより、使い捨てプラスチックの使用削  
減を図るとともに、イベントの参加者等に対  
して、リユース食器の利用を通じて使い捨て  
プラスチックごみ削減に係る意識啓発を行う  
ため、リユース食器の利用に必要な費用の一  
部について、亀岡市補助金等交付規則(昭和  
41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱の定  
めるところにより、予算の範囲内において亀  
岡市リユース食器利用促進補助金(以下「補  
助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる  
用語の意義は、当該各号に定めるところによ  
る。

- (1) リユース食器 高温で殺菌及び洗浄する  
ことにより繰り返し利用できる飲食容器
- (2) 団体 自治会、区、学校、事業者(商業、  
工業その他の事業を営むものをいう。)、  
NPOその他市長が認める団体
- (3) イベント 式典、マルシェ、祭礼、縁日、  
展示会その他の多数の者の集合する催し  
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下  
「補助対象者」という。)は、次の各号のい  
ずれかに該当するものとする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体及び個人
- (2) 市内で開催されるイベントに出店する団  
体及び個人  
(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助対象となる事業は、  
市内で開催されるイベントにおいて、補助対  
象者がリユース食器を合計100個以上利用  
する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、リユース  
食器の借上げ費用とする。ただし、リユース  
食器の紛失又は破損等による弁償額について  
は、補助の対象から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、リユース食器の借上げ  
費用の3分の2以内の額(その額に10円未  
満の端数が生じたときは、これを切り捨てた  
額)とし、20万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以  
下「申請者」という。)は、次に掲げる書類  
を市長に提出しなければならない。

- (1) 亀岡市リユース食器利用促進補助金交付  
申請(請求)書(別記様式)
- (2) リユース食器の借上げ費用に関する領収  
書又はこれに準ずるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定及び交付)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けた  
ときは、その内容を審査の上、その適否を申  
請者に通知し、交付決定したときは、補助金  
を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助対象者が虚偽の申請その  
他不正な手段により補助金を受けたときは、

補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和2年7月1日から適用する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊟

亀岡市リユース食器利用促進補助金交付申請（請求）書

亀岡市リユース食器利用促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請（請求）します。

記

イベント名		
補助対象経費	リユース食器の借上げ費用	円
補助金申請 (請求) 額	リユース食器の借上げ費用の3分の2以内の額 ※10円未満の端数切り捨て ※20万円を超える場合は、20万円	円
添付書類	(1) リユース食器の借上げ費用に関する領収書又はこれに準ずるもの (2) その他市長が必要と認める書類	

【補助金振込先】

金融機関	銀行 信用金庫 農協			本店・支店
預金種別	1. 普通 2. 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

(注) この用紙は、申請書と請求書を兼ねるものとする。

「揭示済」

亀岡市告示第176号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和2年度市民税・府民税徴収方法変更通知書
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第177号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和2年度市民税・府民税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和2年9月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市蒔田野町佐伯下峠10の3、12、15の2、20、20の7の一部、20の10の一部、81の一部、柿花茶屋6の一部、7の1の一部、7の2の一部、19の一部、市有地  
 （関連区域）  
 亀岡市蒔田野町佐伯下峠10の4の一部、15の3の一部、16の3の一部、20の7の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
 静岡県袋井市国本279の4  
 株式会社マックスジャパン

「揭示済」

亀岡市公告第61号

令和2年度亀岡市JR亀岡駅南口喫煙ブース設置業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年9月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務概要
  - (1) 業務番号  
環政委繰第1号
  - (2) 業務名  
令和2年度 亀岡市JR亀岡駅南口喫煙ブース設置業務
  - (3) 業務内容  
喫煙ブースの製造、設置
  - (4) 業務場所  
亀岡市追分町谷筋21番13地内（JR亀岡駅南口東側）
  - (5) 業務期間  
契約日の翌日から令和3年3月26日（金）まで
  - (6) 見積限度額  
12,000,000円  
（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 参加資格
  - (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。公募型プロポーザル方式にあっては、公告日から契約締結日まで。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託しない者

(7) 建築確認申請書類の作成及び提出並びに指定された場所に物品の設置まで行える者であること。

なお、協力企業へ一部業務の再委託を行う場合は、各種の資格（建築業務（建築一般）に登録されている者等）を有していること。

### 3 手続等

#### (1) 実施要領

##### ア 交付期間

令和2年9月11日（金）から

令和2年9月25日（金）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時（最終日は午後4時）まで

（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

##### ウ 交付する書類

実施要領、特記仕様書、参加申込書、その他様式

#### (2) 参加申込

##### ア 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式1）

事業所概要（様式3）

業務実績書（様式4）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

##### イ 部数

正本1部、副本7部

##### ウ 提出方法

持参のほか、郵送（宅急便でも可）

##### エ 提出場所

亀岡市環境市民部火葬場整備推進課

##### オ 提出期限

令和2年9月11日（金）から

令和2年9月25日（金）午後5時必着

「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も併せて提出してください。

（提出部数各1部）

① 法人にあつては、商業登記簿謄本

(現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書でも可)

- ②個人にあつては、住民票等住所がわかる証明書
- ③法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の3)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)
- ④個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の2)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)
- ⑤誓約書(様式9)及び役員一覧表(様式10)
- ⑥支店・営業所の場合、本社の委任状
- ⑦その他、条件により登録証明書(必要な資格の確認)

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和2年9月11日(金)から  
令和2年9月16日(水)午後5時まで

イ 受付方法

質問書(様式5)に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答日・回答方法

令和2年9月23日(水)  
亀岡市ホームページに掲載する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本7部

ウ 提出方法

持参(又は郵送(宅急便でも可))

※郵送の場合は、書留郵便など記録が確認できるもので送付すること。

※締切日については、(4)受付期間の最終日の翌日の午前8時30分までに届いたものを受理する。

※郵送事故の際は、事故証明書を添付の上、受付最終日から1週間以内(最終日の午後5時必着)に届いたものは受け付ける。

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和2年10月1日(木)から  
令和2年10月13日(火)まで

※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙(様式6)

イ 企画提案書(様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。)

ウ 工程表(様式自由)

エ 参考見積書及び内訳書(様式自由。金額は税込とし、見積限度額以下の金額とすること。)

オ 予定担当者調書（様式7）

#### 4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市JR亀岡駅南口喫煙ブース設置業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

##### (1) 日時

電子メール及び通知書にて別途通知する。

##### (2) 場所

亀岡市役所

##### (3) 出席者

出席者は5名以内とする。

##### (4) 所要時間

30分以内（準備5分、説明10分、質疑応答10分、片づけ5分）

##### (5) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

##### (6) 使用機器

プロジェクター及びスクリーン、パソコン等機材の使用について

- ・パソコン等の機材の使用を認めるが、本市から貸出は行わない。
- ・プロジェクター、スクリーンは本市で用意する。
- ・パワーポイント等を使用する場合、スライドを印刷した資料を提案書に添付して提出すること。

#### 5 結果通知等

##### (1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者

（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、デザインの項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の7割5分に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

##### (2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

#### 6 その他

(1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加申込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式8）を提出すること。提出期日は企画提案書提出締切日の前日（締切日が月曜日の場合は、前の週の金曜日）の午後5時までに提出すること。

(3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。

(4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。

(5) 提出書類等は返却しない。

(6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (11) 次の場合、提出書類等は無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
  - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (12) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (13) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けない。
- (14) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することや日程の変更をすることがある。
- (15) 参加申込みが多数の場合は、選定委員会において協議し決定する。

## 7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市環境市民部火葬場整備推進課

電話番号：0771-25-5015

FAX番号：0771-22-3809

電子メール：

sisetu-seibi@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」



## 亀岡市公告第62号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市北古世町二丁目189番1（元道路新設改良事業用地） 雑種地 面積935.31㎡（実測）
入札日時及び 入札場所	令和2年11月10日（火曜日） 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室
入札参加資格	日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
参加申込受付 期間及び場所	参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。 令和2年10月1日（木曜日）から令和2年10月21日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。） 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
実施要領・入 札参加申込書 等の配布	「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町二丁目189番1）：実施要領【令和2年11月10日入札実施】」として、令和2年9月15日（火曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。
予定価格（最 低売却価格） の有無	予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 50,320,000円

土地の利用・  
留意事項

入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。

ア 周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。

イ 給水に関する条件：当該地に給水管の引込みはない。新規引込みを希望する場合は、前面道路に配水管が布設されていないため、新規引込口径に合わせた配水管の布設整備が必要。配水管の布設整備にあたっては、亀岡市水道課と協議が必要。なお、配水管等の布設整備に係る工事費用については、全額申請者の負担とする。新規引込みを行う際は、加入金（口径加入金・面積加入金・申請手数料）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議・調整を行うこと。

ウ 下排水に関する条件：当該地に公共汚水柵はない。公共汚水柵を設置する場合は、前面道路に下水道本管が布設されているが、サービス管の布設を検討する必要がある。サービス管の布設にあたっては、亀岡市下水道課と協議が必要。なお、サービス管等の布設整備に係る工事費用は、全額申請者の負担となる。当該地は供用開始区域外のため、負担金は賦課されていない。下水道施設の使用には、受益者負担金（440円/m<sup>2</sup>）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議・調整を行うこと。

エ 接面道路に関する条件：本物件西側の市道東堅北古世線（未舗装区間）及び南側の農道は、建築基準法非道路となる。また、農道への進入は原則できない。なお、本物件北西角における市道北古世西川線と市道東堅北古世線との接道箇所などの整理について、亀岡市桂川・道路整備課と協議を行うこと。

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）、亀岡市宅地開発等に関する条例（平成28年亀岡市条例第43号）など亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議・調整の上、適切に処理すること。

カ 本物件は現状有姿のまま売り渡すものであり、契約不適合責任は負わない。ただし、購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合、引渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。また、本物件内の工作物（管理フェンス含む。）について撤去が必要な場合は、購入者において行うこと。なお、管理フェンスは、安全対策及び近隣への配慮のために設置しているものである。

キ 土地利用・工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。

ク 接道条件や敷地内の高低差などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。

<p>土地の用途制限</p>	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。                  ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。                  イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。                  ウ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第2条に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。</p>
<p>無効な入札</p>	<p>次の入札は無効とする。                  ア 入札参加資格のない者がした入札                  イ 指定の時刻までに提出しなかった入札                  ウ 所定の入札書によらない入札                  エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札                  オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札                  カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札                  キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札                  ク 入札金額を訂正した入札                  ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札                  コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
<p>落札者の決定方法</p>	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
<p>入札保証金及び契約保証金</p>	<p>入札保証金（京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
<p>その他</p>	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町二丁目189番1）：実施要領【令和2年11月10日入札実施】」で確認し、全て承知・承諾の上、入札参加すること。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第63号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和2年9月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年9月18日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第64号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

令和2年9月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
令和2年9月24日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 任免及び辞令

川 勝 啓 史  
 上 林 研 二  
 木 藤 伸一朗  
 小 林 正 子  
 櫻 井 俊 則  
 赤 坂 マリア  
 小 川 克 己  
 田 中 豊  
 菱 田 光 紀  
 藤 本 弘  
 井 内 廣 樹  
 江 口 昌 道  
 片 岡 芳 幸  
 廣 瀬 秀 樹  
 横 田 政 幸  
 北 山 尚 美  
 田 中 英 夫  
 塚 本 政 雄  
 中 村 正 孝  
 廣 瀬 千鶴子

(各 通)

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します  
 任期は令和4年9月4日までとします  
 令和2年9月5日

## 選挙管理委員会欄

### 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年9月1日

亀岡市選挙管理委員会  
 委員長 俣野健一郎

1, 473人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年9月1日

亀岡市選挙管理委員会  
 委員長 俣野健一郎

24, 546人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年9月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

12, 273人

「揭示済」

## 農業委員会欄

### 告示

亀岡市農業委員会告示第2号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により別段の面積（下限面積）を次のとおり告示する。

令和2年9月11日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

別段の面積	適用する区域
30アール	全域

附 則

令和2年亀岡市農業委員会告示第1号は、この告示の施行の日をもって廃止する。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市農業委員会公告第9号

令和2年9月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年9月2日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和2年9月7日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 3階  
302・303会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第5号議案 非農地証明交付について
  - ・第6号議案 農地取得に係る別段の面積（下限面積）の設定について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第10号

令和2年10月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年9月30日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和2年10月5日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・第5号議案 令和2年11月農用地利用集積計画（農地中間管理機構）
  - ・第6号議案 令和3年度亀岡市農業等施策並びに予算に関する要望書（案）について

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 規程

亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市水道事業給水条例施行規程（平成30年亀岡市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「の瑕疵担保を設定する。」を「に当該工事による瑕疵があったときは、申請者において無償で補修し、瑕疵から生じる損害等についても、一切の賠償責任を負うこと。」に改める。

別記第9号様式中「3箇年間」を「3年間に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 告示

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

令和2年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和2年8月31日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
57	加地荒物店	加地 崇	京都府亀岡市安町24番地の37

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」



亀岡市上下水道部告示第17号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

令和2年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
303	加地商店	代表者 加地 康伸	亀岡市安町24-37

2 指定日

令和2年9月1日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第18号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者取消の告示

令和2年9月7日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第4号の規定により告示する。

記

1 指定取消処分日

令和2年9月1日

2 指定取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
93	有限会社ナカセエンジニア	代表取締役 中瀬 博継	亀岡市大井町並河2丁目20-2
123	ミネー電業	代表 桐山 浩	南丹市園部町小桜町116-16
265	有限会社ジャパン・ルーフ	代表取締役 人見 隆信	南丹市八木町室橋美津26番地

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市病院事業契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市病院事業契約規程の一部を改正する規程

亀岡市病院事業契約規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第7条第1項第1号中「平成16年亀岡市病院事業管理規程第29号。以下「会計規程」という。」を「平成26年亀岡市病院事業管理規程第2号」に、「第23条」を「第8条」に、「証券」を「有価証券」に改める。

第20条第2項第7号中「損害金」の次に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第38条及び第39条を次のように改める。

第38条及び第39条 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院職員の併任に関する規程を次のように定める。

令和2年9月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第5号

亀岡市立病院職員の併任に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、亀岡市病院事業に関する事務を効率的に執行するため、市長事務部局の職員を亀岡市立病院の企業職員に併任することに関し、必要な事項を定めるものとする。  
（併任）

第2条 亀岡市病院事業の次の各号に掲げる事務に従事する市長事務部局の職員については、亀岡市立病院の企業職員に併任されたものとみなす。

- (1) 工事及び工事に伴う業務委託に関する事務
- (2) 前号の工事及び業務委託の検査に関する事務
- (3) その他前2号の事務に関連する事務  
（その他）

第3条 この規程に定めるもののほか、亀岡市立病院の企業職員の併任に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」